

# お知らせ

## 後期高齢者医療制度

◆お医者さんにかかるときの自己負担

医療費の自己負担額は、保険証に記載されている割合（1割または3割）に応じ負担していただきます。

※負担割合は毎年8月に前年の所得に応じ判定されます。（別表参照）

### ◆医療費が高額になった場合

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が、別表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。新規に支給対象となった方には申請書を送付いたしますので申請してください。

所得区分	判定基準	自己負担限度額（月額）		入院時の一食あたりの負担額
		外来（個人単位）	入院+外来（世帯単位）	
現役並み所得	住民税課税所得が145万円以上の被保険者および同一世帯の被保険者の収入により一般と同一負担となります。詳細はお問合せください。	44,400円	80,100円 ※注1	260円
一般	現役並み所得、低所得Ⅰ以外の方	12,000円	44,400円	260円
低所得Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方） 低所得Ⅱに該当する方のうち、過去12ヶ月で90日を超える入院（別途申請が必要）	8,000円	24,600円	210円
				160円
低所得Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方	8,000円	15,000円	100円

※注1 ●医療費が267,000円を超えた場合には、（医療費－267,000円）×1%を加算した額が限度額になります。  
●過去12か月以内に4回以上、世帯単位による高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円になります。

### ◆入院したときの食事代

別表の所得区分「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで食事が減額されます。該当する方は必ず申請をお願いします。（提示がない場合は減額されません。）

### ◆手続きに必要なもの

- ・被保険者の印鑑（認印）
- ・届出される方の本人確認ができるもの（運転免許証など）

### ◆申請先

市役所市民課高齢者医療年金係  
または各出張所

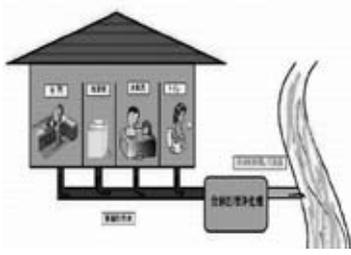
### 問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

## 合併処理浄化槽で住みよい街を!!

合併処理浄化槽とは台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を、それぞれの家できれいにする施設です。きれいにされた水は、家の周りの排水路や小川に流れこみ、河川がきれいになってきます。

浄化槽には、トイレの汚れた水だけをきれいにし、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や河川にそのまま流してしまう「単独処理浄化槽」というものもあります。（現在は新しく単独処理浄化槽を設置することはできません。）台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は、トイレからの汚れた水よりも汚れています。くみとり式トイレの家も単独処理浄化槽のある家も、これからは早く「合併処理浄化槽」をつけて、適正な管理のもと家庭から出る汚れた水をきれいにし、川に流すことが大事です。



取り便槽から転換する個人には補助金制度があります。補助金額は次のとおりです。なお、補助金の申請は、合併浄化槽を設置する前です。

合併浄化槽の区分	単独浄化槽から転換	くみ取り便槽から転換
5人槽	512,000円	432,000円
7人槽	594,000円	514,000円
10人槽	728,000円	648,000円

\*放流先のない場合の処理装置を設置する場合に上乗せ補助があります。

（単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換する場合で、合併浄化槽と同時に処理装置を設置する者に限りです。）

**補助額** 200,000円

※農業集落排水地域は合併浄化槽補助金の対象外です。

問 環境保全課生活環境係

☎(80)1161